

名古屋市達第17号

緑 政 土 木 局
土 木 事 務 所

名古屋市土木事務所処務規程（昭和28年名古屋市達第14号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 5 条 所長は、毎月 5 日及び 1 月末までに、それぞれその前月分及び前年の事業成績を担当部長 <u>（地域企画）</u> に報告しなければならない。	第 5 条 所長は、毎月 5 日及び 1 月末までに、それぞれその前月分及び前年の事業成績を担当部長 <u>（地域企画・危機管理等）</u> に報告しなければならない。

附 則

この達は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。